

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）

第１ 総則

１ 目的

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

２ 定義

- （１）この基準において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第７項に規定する通所介護、第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護、第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護、第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（法第１１５条の４５の３の指定を受けたものに限る）のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

ア 当該指定通所介護事業所等の営業時間外に、当該指定通所介護事業所等の設備の一部を使用する場合

イ 次の区画を使用する場合

（ア） 当該指定通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）等の他の福祉関係制度上の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ。）

（イ） 当該指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

- （２）この基準において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- （３）この基準において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。
- （４）この基準において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

３ 基本方針

- （１）宿泊サービス事業所において、宿泊サービスを提供する場合に満たすべき人員、設備及び運営に関する取扱いについては、この基準で定めるところによる。
- （２）宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- （３）宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。
- （４）宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を取得するとともに、旅館業法、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守すること。

4 宿泊サービスを提供する上での原則

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に一時的に宿泊サービスを提供すること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。

- ① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。

- ② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間の半数を超えないこと。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。

- (3) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の適切な運営、サービスの提供に支障が生じないよう事業を行うこと。

第2 人員に関する基準

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次のとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時、利用者9人に対し1人以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。

なお、日中のデイサービスの時間帯を含めて、1人以上が看護職員であること。

- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者又は介護職員初任者研修課程を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

- (3) (1)の規定に関わらず夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。

- (4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めること。

第3 設備に関する基準

1 利用定員

- (1) 宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の40%以内とすること。
- (2) (1)のうち、当該指定通所介護事業所等の設備を使用する部分において行う宿泊サービスの利用者数は9人以下とすること。

2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

- (2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 原則、個室とする。

イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。

ウ 宿泊室は、原則、建物の1階部分に設置するものとする。

エ 個室以外の宿泊室を設ける場合、以下要件のいずれにも適合させなければならない。なお、個室以外の宿泊室の定員は4人以下とすること。

(ア) パーテーション等によりプライバシーが確保できる状態であること。

(イ) 夫婦又は兄弟姉妹等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室とならない状態となるよう配慮されていること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

ア 消火器、非常案内灯、自動通報装置の設置などの安全対策を行うこと。

イ 消防法、建築基準法等の関連法令を遵守し、スプリンクラー若しくは簡易型スプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの取扱方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の計画と明確に区分されていること。

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、事前に、宿泊する従業者以外の従業者においても支援体制を確保しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への緊急連絡体制を整えること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払いを受ける場合は、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計を明確に区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

13 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報や地域住民等との連携体制の確立などを盛り込んだ夜間避難計画及びそれに基づく夜間防災訓練計画を策定するとともに、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知すること。
また、夜間防災避難訓練計画に基づく訓練を年1回以上実施すること。
- (2) 防火及び火災対策の徹底を期するため、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めるよう努めること。

14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん

延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

- (3) 旅館業法に定める衛生措置等の基準を遵守すること。また、旅館業法に該当しない場合にあっては、衛生措置等は旅館業法に定める基準に準じること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、小規模多機能型介護事業所等における事故発生時の取扱い（小規模多機能型介護事業所の指定権者である各市町村に問い合わせること。）に準じて、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に係る賠償すべき事故の発生に備え、必要な保険等に加入すること。

20 報告と公表(情報提供)

- (1) 宿泊サービス事業者は、別紙に定める人員・設備・運営に関する基準等の実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに、別途知事が定める様式により、鳥取県に報告すること。
- (2) 鳥取県は、(1)の報告のうち、利用者の安心安全を確保する観点から、別紙に定め

る項目について、ホームページを通じて公表(情報提供)を行う。

21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、妥当かつ適切に実施されているかどうかを確認するために行う県又は保険者の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次のアからオまでに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
 - ア 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - イ 3(4)に定める身体的拘束等の記録
 - ウ 4に定める宿泊サービス計画
 - エ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - オ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

- 1 この指針は、平成26年10月15日に施行する。
- 2 第4の20に定める宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表は、平成27年4月1日から行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成27年8月1日に施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から1年を経過する日までの間の適用については、第3 設備に関する基準 1 利用定員(2)中「9人以下」とあるのは「原則9人以下」と、第3 設備に関する基準 2 設備及び備品等(2)①宿泊室中「定員は4人以下とする」とあるのは「定員は原則4人以下とする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成28年4月1日に施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和7年7月3日に施行する。